

# 生活再建に向けた被災者 支援に関するお知らせ

---

平成28年熊本地震で被災された皆さまへ

第4版



本書に掲載している各種制度の手続き方法、要件等については、変更されることがあります。最新の情報については、それぞれの問い合わせ窓口でご確認ください。

〈平成29年6月21日現在〉

---

り災証明書・被災証明書 .....	3
り災証明書・被災証明書の発行 .....	4
被災者支援制度 .....	5
1 住まいの確保・再建のための支援 .....	5
(1) 現物支給 .....	5
1 仮設住宅（応急仮設住宅制度） .....	5
2 被災者生活再建支援金 .....	6
3 住宅の応急修理 .....	9
4 被災建物の解体・撤去支援制度 .....	10
5 公共事業による被災宅地の復旧 .....	10
(2) 助成・融資制度 .....	11
1 住宅建替・購入・補修融資制度 .....	11
2 被災住宅再建資金助成事業 .....	11
3 南阿蘇村被災宅地復旧支援事業 .....	12
2 経済・生活面の支援 .....	13
(1) 見舞金・弔慰金等 .....	13
1 災害弔慰金 .....	13
2 災害障害見舞金 .....	13
3 災害義援金配分（熊本県からの配分） .....	13
4 災害義援金配分（村からの配分） .....	15
5 「一部損壊」世帯に対する義援金 .....	16
6 南阿蘇村災害見舞金 .....	17
(2) 手数料、税金、保険料等の減免・猶予 .....	18
1 国民健康保険税の減免期間延長 .....	18
2 納税の相談 .....	19
3 国民健康保険一部負担金免除 .....	19
4 後期高齢者医療一部負担金免除 .....	21

<b>3</b>	<b>震災に関する情報提供・相談</b> .....	<b>23</b>
1	震災に関する情報提供 .....	23
2	法テラス巡回相談.....	23
<b>4</b>	<b>その他の支援</b> .....	<b>23</b>
1	災害廃棄物の仮置場.....	24
2	中小企業支援 .....	24
3	大津町仮設団地連絡バスの運行 .....	25
	<b>問い合わせ・相談窓口一覧</b> .....	<b>26</b>

# り災証明書・被災証明書

お問合せ：総務課

## 1 り災証明書とは

被災者の方への生活支援や税の減免措置などに使う重要な書類で、地震が起きた際に村内に居住していた方に対して発行します。

り災証明書は、住家の被害調査により、被害区分判定を行ったうえで発行しています。南阿蘇村では、住民からり災証明書の申請があった住家について調査を行うこととしています。

## 2 被災証明書とは

被災した事実を証明するもので、被災された時に村に居住していたかどうかに関わらず、村内で被災した方に対して発行されます。また、り災証明の対象外である家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などの物件の被害についても発行します。

## 3 住家調査とは

村が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて、建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被害区分判定を行うものです。一部地域で先行して行っている応急危険度判定（赤・黄・緑いずれかのステッカーを貼付）は、余震による被災建物の倒壊や瓦の落下などから生じる二次災害等を防止するために行っているものであり、り災証明の住家調査とは異なります。

### 【参考】被害区分判定

区 分	説 明	認定基準
全壊	建て直しをしなければならぬような状態をいいます。	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修によりもと通りにすることが困難なもの。
大規模半壊	ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
半壊	住家の損壊は甚だしいが、補修をすれば元通りに使用できるもの。	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷は甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる程度のもの。
一部損壊	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。	

注）被害の判定（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）をお確かめのうえ、各支援制

度の内容をご覧ください。

## り災証明書・被災証明書の発行

お問合せ：総務課

「り災証明書」の一次申請受付は、所有者・事業所のり災証明書ともに、5月31日で終了しました。

ただし、村外避難や入院などのやむを得ない理由により、期間内に申請することができない方については、当分の間、申請を受け付けいたします。

なお、既にり災証明書の交付を受けた方については、終了後も随時再発行を行います。

再調査申請については、引き続き受付を行いますので総務課（2階）までお越しください。

### ◆発行を行う証明書

- ・り災証明書（住家のみ）
  - ※ 主たる住家として居住しているものに限りです。
- ・り災証明書（店舗・事業所・工場等）
  - ※ 被災したことを証明するのみで、被害区分判定は表示されません。
  - ※ り災状況が分かる写真をご持参ください。  
（外部は可能な限り4方向からで、復旧前の写真が必要です）
- ・被災証明書

### ◆申請に必要なもの

- ・印鑑（印鑑流出等の場合は拇印）
- ・本人が確認できるもの（運転免許証等）
- ・同居の親族以外の方が申請又は取得する場合は委任状

### ◆申請場所及び受付日時

総務課

月曜日～金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後4時

# 被災者支援制度

## 1 住まいの確保・再建のための支援

### (1) 現物支給

#### 1 仮設住宅（応急仮設住宅制度）

お問合せ：建設課

応急仮設住宅団地への入居者募集を実施しております。

#### ◆ 応急仮設住宅の建設地と概要

団地番号	団地名	場 所
1	岩坂団地	大津町大字岩坂387-1
2	南出口団地	大津町大字室1263
3	長陽運動公園団地	南阿蘇村大字河陽4320-1
4	加勢ノ上団地	南阿蘇村大字河陽1906-2
5	陽ノ丘団地	南阿蘇村大字河陽4545
6	下野山田団地	南阿蘇村大字下野147-64
7	岸野団地	南阿蘇村河陰3866番地1
8	室第2団地	大津町大字室1902番地1

※ プレハブ式仮設住宅で、設備はトイレ(洋式・水洗)、風呂、給湯器、ガスコンロ、エアコン(1台)がつきます。

※ 住宅には3タイプあり、世帯人数により入居できるタイプが決まります。

- ・1DK=20平方メートル程度 1から2人
- ・2DK=30平方メートル程度 2から4人
- ・3K =40平方メートル程度 4人以上

#### ◆ 応急仮設住宅に入居できる方（1から6の全てに該当する方）

1 平成28年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成28年4月14日）において南阿蘇村に住所を有する方

2 次の要件を満たす方

当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により居住する住宅がない方。なお、「半壊」であっても、（ア）住み続けることが危険な程度の傷みに伴い自らの住居に居住できない方、（イ）取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない方、も対象となります。

※ 修理等のために一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。

3 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方

- 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度及び障害物の除去制度を利用していない方
  - 5 熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方
  - 6 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者
- ※ 入居後は、入居先仮設住宅にて、入居者ご自身で電気、水道等の契約をご締結いただくと共に、入居実態がない場合、仮設住宅から退去いただきます。

#### ◆入居申込受付

受付窓口 南阿蘇村役場 建設課  
受付時間 午前9時～午後4時

#### ◆必要書類

- ・ 応急仮設住宅入居申込書
  - ・ り災証明書
  - ・ 暴力団員の照会等に係る「同意書」
  - ・ 未成年者の申込みに係る「同意書」
- ※ 未成年者が申込みを行う場合、保護者の同意書を添付して下さい。(任意様式)

#### ◆入居期間

入居期間は、各団地ごとに決められており、入居開始から最長2年間です。

#### ◆入居に係る費用

- ・ 家賃及び駐車場代は、無料です。ただし、2台目以降の駐車場は、ご自身で確保して下さい。
- ・ 電気・ガス・上下水道・電話代は、入居者の負担となります。
- ・ 家具、洗濯機及び冷蔵庫等は、入居者でご準備いただきます。

#### ◆その他

- ・ 世帯全員での入居が原則です。
- ・ ペットの飼育については、環境対策課に届出が必要となります。ケージに入れて近隣の迷惑にならないよう飼育して下さい。

## 2 被災者生活再建支援金

お問合せ：住民福祉課

平成28年熊本地震により、大きな被害を受けた世帯（被災世帯）に対し支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

#### ◆対象となる被災世帯

平成28年4月16日時点で南阿蘇村内に居住し、次のいずれかの要件を満たす世帯

が対象となります。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が大規模半壊した世帯
- ③ 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ④ 長期避難世帯

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

※ 長期避難世帯とは、長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、勧告、警戒区域の設定等（避難指示等）が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものです。

#### ◆申請期限

基礎支援金：（平成30年5月13日まで）

加算支援金：（平成31年5月13日まで）

#### ◆支援金の支給額：

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分	A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)		計 (A+B)
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
		補 修	100	200
		賃 借	50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
		補 修	100	150
		賃 借	50	100

※ 単身世帯の場合、上記金額の4分の3の金額となります。

※ 解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。「半壊」又は「大規模半壊」の住宅被害を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合は、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同様に扱われます。

※ 応急仮設住宅（みなし仮設住宅）及び公営住宅入居中は、加算支援金は適用されません。申請期間中に仮設住宅等から転居する場合等は加算支援金が申請できます。

### ◆提出書類等

基礎支援金	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災者生活再建支援金支給申請書</li><li>・り災証明書</li><li>・振込口座の通帳の写し (金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分)</li></ul> <p>＜住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯＞ 次のいずれかの書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・滅失登記簿謄本</li><li>・解体証明書（村が証明書を発行）</li></ul>
加算支援金	住宅の建設、購入、補修又は賃借が確認できる契約書等の写し

### ◆注意事項

- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も、り災証明書の対象となることから、申請することができます。ただし、加算支援金については、居住者は、被災した借家やアパート等の賃貸住宅の建築及び補修にかかるものについては、申請できません。
- ・基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることも可能です。
- ・加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期限内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります（2回目に「補修」で申請する場合も同様）。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

### ◆支援金の支給

申請書は、南阿蘇村での受付後、熊本県を經由して、本制度の実施機関である「公益財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）」に郵送され、同法人において申請書の審査を行ったうえで支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※ 単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含まれます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象となりません）。

### 3 住宅の応急修理

お問合せ：建設課

平成28年熊本地震により「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の住家被害を受けた世帯を対象として工事業者に依頼して、一定の範囲内で応急修理する制度です。

※ 住宅の応急修理に申し込み期限は、災害救助法の規定により平成29年4月13日を持って終了しました。

※ ただし、以下の要件を満たす場合は、特例として平成29年7月31日まで申請が認められています。

- ・り災証明書のり災区分が申込期限後に確定した場合
- ・震災直後から入院していたために申込みができなかった等、やむを得ない理由がある場合

#### ◆対象となる世帯

次の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ① 災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた世帯（全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない）
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる世帯
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度を含む）を利用していない世帯

#### ◆応急修理の範囲

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- ② 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等、日常生活に必要欠くことのできない部分が対象となります。
- ③ 内装に関するものは原則として対象外となります。

#### ◆修理限度額

1世帯あたりの限度額は57万6千円以内（原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含む）です。（1戸に2つ以上の世帯が居住している場合でも1世帯あたりの限度額は同じ）

#### ◆申込受付

受付時間 午前9時～午後4時

受付窓口 南阿蘇村役場 建設課

#### ◆必要書類

住宅の応急修理申込書、申出書、住民票、り災証明書、修理見積書、理由書

#### ◆修理業者の皆様へ

南阿蘇村の住宅の応急修理指定業者でない場合は、「平成28年熊本地震における住宅

の応急修理指定業者登録申請書」の提出をお願いします。なお、被災住宅の修理が完了した際には、工事完了報告書の提出をお願いします。

## 4 被災建物の解体・撤去支援制度

お問合せ：環境対策課  
環境保全係

熊本地震により「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した住宅の解体及び撤去を村が工事業者に依頼して行う制度です。

この制度の受付は平成29年3月31日で終了しました。

## 5 公共事業による被災宅地の復旧

お問合せ：復興推進課

平成28年熊本地震により被災した宅地擁壁の復旧等を公共事業（宅地耐震化推進事業）により行います。

なお、対象工事に係る自己負担は、ありません。

### ◆対象となる被災宅地擁壁

次の要件を全て満たす被災宅地擁壁が対象となります。

- ① 盛土（宅地擁壁）の高さが2メートル以上であること。
- ② 盛土（宅地擁壁）の上に家屋が2戸以上あること。
- ③ 上記①及び②を満たす盛土（宅地擁壁）の滑動崩落（崩壊）により国道、県道、河川若しくは鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地又は避難路に被害が発生するおそれのあるものであること。

※ 既に復旧工事が行われたものは、対象となりません。

※ ひび割れ、目地詰め等の補修工事のみの場合は、対象となりません。

### ◆注意事項

- ・この事業により復旧された宅地擁壁は、宅地所有者の方で維持管理を行ってください。また、宅地擁壁が再度被災しても、村による復旧（修繕）は行いません。
- ・この事業により復旧された宅地擁壁は、原則として撤去や形状の変更ができません。

### ◆工事費

対象工事に係る自己負担は、ありません。

※ 支障物件（工事の影響範囲内にあるカーポート等）の移転は対象工事に含まれません。原則として、宅地所有者の負担により移転してください。

### ◆お手続き

- ・この事業は、被災宅地擁壁のうち一定の要件が満たされているものに限り実施が可

能なため、あらかじめ、担当職員が現地確認を行います。

- 現地確認の受付は、復興推進課窓口で行っております。
- まずは、復興推進課窓口にお伺いいただき、この事業の詳細について御説明します。

## (2)助成・融資制度

### 1 住宅建替・購入・補修融資制度

お問合せ：関係機関

住宅金融支援機構では、被災住宅を復旧するための資金の融資を取り扱っています。  
この融資は、自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方がご利用できます。

#### ◆制度名

災害復興住宅融資

#### ◆対象

住宅の全壊または大規模半壊、半壊のり災証明の交付を受けた方

#### ◆お問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構

お客様コールセンター(災害線用ダイヤル)

フリーダイヤル 0120-086-353※IP

電話などをご利用いただけない場合の連絡先：☎ 048-615-0420

※ 電話相談は、土曜日、日曜日も実施します。

営業時間 9:00～17:00

ホームページ：<http://www.jhf.go.jp/index.html>

### 2 被災住宅再建資金助成事業

お問合せ：熊本県建築住宅センター

「日本財団わがまち基金」からの助成により、平成28年度熊本地震で被災された方の住宅再建を支援するもので、金融機関等から融資を受けて住宅を再建（購入）される場合100万円を限度に融資額の利息相当額を助成するものです

対象は半壊以上のりさい証明書又は長期避難世帯証明書が交付された人が、熊本県内に住宅を再建するために建設(購入)する新築住宅です。

詳細は熊本県建築住宅センターにお問い合わせください。

一般社団法人 096-385-0771

### 3 南阿蘇村被災宅地復旧支援事業

お問合せ：復興推進課

平成28年熊本地震により被災した、のり面・宅地擁壁の復旧、地盤の復旧、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

なお、この事業は、熊本地震復興基金を活用しています。

#### ◆対象となる方

平成28年熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（土地の管理者又は占有者にあつては、土地の所有者から承諾を得た者に限る。）

#### ◆対象宅地（用途）

- ・戸建住宅
- ・アパート又はマンション（賃貸・分譲）
- ・店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分に限る。）

##### 【対象外の用途】

- ・民間企業、団体等の社宅、寮      ・工場      ・事業用倉庫
- ・店舗、事務所（併用住宅の店舗（事務所）の用に供する部分）
- ・住宅となる家屋がない倉庫、納屋      等

※ 上記に記載がない用途については、復興推進課に御相談ください。

#### ◆対象工事

- ① のり面の復旧工事
- ② 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
- ③ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。）
- ④ 住宅基礎の傾斜修復工事（住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事をいう。）

※ 対象工事には、上記工事に関する調査及び設計を含みます。

※ 地震後の復旧工事で、既に工事が完了しているものも含みます。

#### ◆補助額

工事費から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額

※ 補助額の上限は、633万3千円（工事費1,000万円）とします。

※ 1宅地につき申請は1回限りとします。

#### ◆お手続き

- ・復興推進課窓口にて御相談ください。申請に必要な書類等について御説明いたします。
- ・御相談の際は、被害状況の分かる写真等をお持ちください。

## 2 経済・生活面の支援

### (1)見舞金・弔慰金等

#### 1 災害弔慰金

お問合せ：住民福祉課

平成28年熊本地震により亡くなられた方の遺族に対して、弔慰金が支給されます。

##### 【災害関連死について】

熊本地震で負傷の悪化や避難生活等における身体的負担による疾病により亡くなられた場合も、災害関連死として該当となる場合がありますので、担当課へご相談ください。

##### ◆対象となる家族

亡くなられた方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※ 兄弟姉妹の場合は、配偶者、子、父母、孫、祖父母がいない場合で生計を一にしていた場合に支払われます。

※ 遺族がいない場合は支給されません。

##### ◆支給額

- ・生計維持者の方が亡くなられた場合 500万円
- ・その他の方が亡くなられた場合 250万円

#### 2 災害障害見舞金

お問合せ：住民福祉課

平成28年熊本地震により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害障害見舞金を支給します。

- ・被災時の主たる生計維持者が重度の障がいを受けた場合： 250万円
- ・その他の方が重度の障がいを受けた場合： 125万円

#### 3 災害義援金配分（熊本県からの配分）

お問合せ：会計課

熊本地震で被災された南阿蘇村の皆様へ、全国各地から日本赤十字社や共同募金、熊本県へ寄せられた義援金について、熊本県の「平成28年度熊本地震義援金配分委員会」において決定された基準に基づき、今回熊本県から南阿蘇村へ配分された義援金を対象者へ配分いたします。

この義援金は、国内外の多くの皆様から寄せられた善意を、日本赤十字社、共同募金会、熊本県、南阿蘇村がお預かりし、その全額を配分して被災された方にお届けしています。

### ◆対象となる方

平成28年4月14日及び16日に発生した「平成28年熊本地震」により、南阿蘇村で被害を受けた住家に居住していた世帯で、次の義援金配分の対象となる方（世帯）に配分します。

※ 住家被害・重傷者の申請者は世帯主、死亡・行方不明者の申請者は配偶者・子・父母・及び祖父母等です。

※ 「重傷者」とは、地震によって負傷し、医師の治療を受け1ヶ月以上の治療を要する場合です。なお重傷者は被災に直接起因しない場合は対象外です。（例：被災後の後片付け作業中の骨折、避難中に生じた傷病などの2次被害は対象外です。）

※ 重傷者の申請をされる方は事前にご相談ください。（会計課0967-67-2701）

### ◆配分基準額

#### ○人的被害

	県1次配分額	県2次配分額	県3次配分額	合計
死亡	200,000円	600,000円	200,000円	1,000,000円
行方不明	200,000円	600,000円	200,000円	1,000,000円
重傷者	20,000円	60,000円	20,000円	100,000円

#### ○住家被害

	県1次配分額	県2次配分額	県3次配分額	合計
全壊	200,000円	600,000円		800,000円
大規模半壊・半壊	100,000円	300,000円		400,000円

### ◆申請受付

南阿蘇村役場 会計課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
大津町役場南阿蘇村役場職員駐在所	月曜日と木曜日（休日の場合は翌日） 9時～4時

### ◆申請に必要な書類

#### 死亡・行方不明者・重傷者

- ①義援金申請書（人的被害用）
- ②申請者（請求者）の身分証明書の写し（運転免許証・健康保険証など）
- ③通帳の写し（銀行名、支店名、種目、口座番号、申請者氏名が印字された部分）
- ④申請者（請求者）の印鑑
- ⑤死亡の事実がわかるもの（南阿蘇村に住民登録がされていない方）
- ⑥死亡された方又は行方不明者との関係がわかる戸籍（南阿蘇村に戸籍がない方）
- ⑦診断書（重傷者の場合）

## 住家被害

必要な書類

- ①義援金申請書（住家被害用）
- ②り災証明書の写し
- ③申請者（請求者）の身分証明書の写し（運転免許証・健康保険証など）
- ④通帳の写し（銀行名、支店名、種目、口座番号、申請者氏名が印字された部分）
- ⑤申請者（請求者）の印鑑

※人的被害申請と兼ねる場合は③から⑤は不要

### ◆その他

義援金の申請受付後、審査のうえ支給を決定します。審査や県配分の状況により支給まで時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知書に代えさせていただきます。

今後、追加配分があった場合には、決定済みの被害区分に応じた額を、追加で振り込みますので、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。

## 4 災害義援金配分（村からの配分）

お問合せ：会計課

熊本地震の義援金につきましては、国内外の多くの皆さまから温かいご支援をいただき心よりお礼申し上げます。南阿蘇村へお寄せいただいた義援金を次のとおり配分いたします。

※ 人的被害及び住家被害半壊以上の方で、すでに県義援金の申請をされている方は、ご指定の口座に振り込みますので、申請の必要はありません。

### ◆【村義援金配分基準額】

熊本地震により南阿蘇村で被災された方及び被害を受けた住家に居住していた世帯が対象です。

対象となる世帯	配分金額	対 象	
人的被害 (1人あたり)	死亡された方がいる世帯	10万円	直接死または関連死の認定を受けた方
	重傷を負われた方がいる世帯	2万円	地震に直接起因し30日以上 の治療を要した方
住家被害 (1世帯あたり)	住家が「全壊」した世帯	10万円	り災証明（居住家屋）が「全壊」
	住家が「大規模半壊した世帯」	5万円	り災証明（居住家屋）が「大規模半壊」
	住家が「半壊」した世帯	5万円	り災証明（居住家屋）が「半壊」

## 5 「一部損壊」世帯に対する義援金

お問合せ：会計課

修理費30万以上の修繕の行う「一部損壊」世帯に対しても義援金が支給されます。

### ◆一部損壊世帯への配分基準額

対象となる世帯		県配分額	村配分額	対 象
住家被害 (1世帯あたり)	修理費30万以上 100万円未満	/	3万円	り災証明(居住家屋) が「一部損壊」※1
	修理費 100万以上		10万円	3万円

### ◆修理費の対象範囲

日常生活に欠くことのできない部分の工事(修理)に30万円以上支出した場合が対象となりますが、内装や外構のみの工事(修理)、家電製品の修理、購入等は対象になりません。

工事(修理)の内容については下表を参照ください。

対象区分	工事(修理)箇所・部分
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、柱、床、外壁、基礎等</li> <li>・ドア、窓等の開口部(ガラス・鍵の交換も含む)</li> <li>・上下水道、電気、ガス等の配管・配線、吸排気設備(換気扇等)</li> <li>・衛生設備(便器、浴槽等)・給湯設備(電気温水器等)</li> </ul> <p>★上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。</p>
対象にならないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装(間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳)</li> <li>・外構(門、車庫、カーポート、塀、柵等)</li> <li>・家電製品</li> </ul>

### ◆申請に必要な書類等について

修理費100万以上の場合	修理費30万以上100万円未満の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書</li> <li>②一部損壊り災証明書の写し</li> <li>③申請者名義の通帳の写し</li> <li>④申請者の本人確認ができるもの (免許証等)</li> <li>⑤修理費領収書(原本)</li> <li>⑥工事(修理)の箇所がわかる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書</li> <li>②一部損壊り災証明書の写し (り災証明書をお持ちでない方は修理箇所の写真〈修理前・後のもの〉)</li> <li>③申請者名義の通帳の写し</li> <li>④申請者の本人確認ができるもの (免許証等)</li> </ul>

(内訳書・明細書・見積書等)	⑤修理費領収書(原本) ⑦工事(修理)の箇所がわかる書類 (内訳書・明細書・見積書等) ※り災証明書をお持ちでない方で住所のない方は居住証明書
----------------	--

- ※ 申請者は世帯主です。
- ※ 修理後の申請となります

#### ◆申請期限

平成30年3月30日まで

## 6 南阿蘇村災害見舞金

お問合せ：住民福祉課

平成28年熊本地震により人的被害又は家屋の被害を受けられた方に対して、南阿蘇村から災害見舞金を支給します。

#### ◆対象となる方及び見舞金の支給額

平成28年4月14日時点で南阿蘇村に住民票を有する方で、以下の被害程度に該当する方

区分	被害の程度	支給額
人的被害（負傷）	1年以上の医師による治療を要する場合	20万円
	6カ月以上の医師による治療を要する場合	15万円
	3カ月以上の医師による治療を要する場合	10万円
	1カ月以上の医師による治療を要する場合	5万円
家屋の損壊	全壊	15万円
	大規模半壊	12万円
	半壊	8万円

※人的被害（負傷）とは、熊本地震により負傷し医師の治療を要する場合です。なお、被災に直接起因しない人的被害（負傷）の場合は対象外です。（例：被災後の後片付け作業時に骨折などの2次被害は対象外です。）

※家屋は、災害時に居住のために使用していた建物が対象です。

#### ◆提出書類等

- ・災害事由申出書
- ・り災証明書の写し(家屋の損壊の場合)
- ・医師の診断書(人的被害(負傷)の場合)
- ・住民票
- ・振込み口座の通帳の写し
- ・印鑑

◆提出先

住民福祉課

## (2)手数料、税金、保険料等の減免・猶予

### 1 国民健康保険税の減免期間延長

お問合せ：税務課

平成28年熊本地震の被災した被保険者の保険税は、住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、平成28年度に限り減免を実施しましたが、国の財政支援により、平成29年9月末まで災害減免が延長されます。

既に、平成28年度に災害減免を受けた被保険者については、平成29年度も引き続き減免措置を行います。平成29年4月1日から平成29年9月30日までに国民健康保険に新規に加入し、次の要件に該当する場合は、減免申請書を提出する必要があります。

◆居住する住宅に被害を受けた場合の減免

被害の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊、半壊	10分の5

●提出書類

- ・減免申請書
- ・り災証明書の写し

◆世帯の主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った場合の減免

減免内容	減免割合
世帯の主たる生計維持者が死亡した場合	10分の10
世帯の主たる生計維持者が行方不明となった場合	10分の10
世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	10分の10

●提出書類

- ・減免申請書
- ・（死亡した場合）災害弔慰金の支給がわかるもの
- ・（行方不明となった場合）災害義援金の支給がわかるもの
- ・（重篤な傷病を負った場合）災害義援金の支給がわかるもの

◆事業収入等の額に減少が見込まれる場合の減免

平成28年熊本地震により、平成28年の事業収入等の額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年分における当該事業収入の額の10分の3以上である場合は減免を受けることがで

きます。

ただし、減免を受けるためには、納期限までに減免申請書を提出する必要があります。

所得制限	平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下
減免の割合	10分の2～10分の10

●提出書類

- ・減免申請書
- ・収支内訳書(確定申告用可)
- ・農作物等災証明書、共済金支払通知書(農業共済組合発行)、損害保険金・賠償金等の補てん金額がわかる書類

◆事業の廃止や失業の場合の減免

減免の割合	10分の10
-------	--------

●提出書類

- ・減免申請書
- ・収入状況等申告書(確定申告用の収支内訳書可)
- ・雇用保険受給資格者証、収入金額がわかる書類、通帳

◆生活保護を受けることとなった場合の減免

減免の割合	10分の10
-------	--------

●提出書類

- ・減免申請書
- ・保護証明書

## 2 納税の相談

お問合せ：税務課

災害を受けられた方で納期内納付が困難な方は、税務課収納係まで相談ください。住宅や家財等に被害があった方は、所得税等の申告の際、各種控除の対象となる場合がありますので、り災証明書を用意しておいて下さい。

## 3 国民健康保険一部負担金免除

お問合せ：健康推進課

平成28年熊本地震の被災者に係る国民健康保険の被保険者の窓口負担(一部負担金)は、住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、平成29年9月末まで免除されます。

免除を受ける場合、医療機関等の窓口で「被保険者証」と「免除証明書」の提示が必

要になります。

つきましては、次のとおり免除証明書の交付申請を受け付けますので、必要書類等をお持ちのうえ、手続きされますようご案内申し上げます。

#### ◆免除の要件

- (1) 及び (2) のいずれにも該当する方
  - (1) 国民健康保険の被保険者
  - (2) (1)から(5)のいずれかに該当する方
    - (1)住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
    - (2)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
    - (3)主たる生計維持者の行方が不明である方
    - (4)主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
    - (5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### ◆申請場所

健康推進課

#### ◆受付時間

8時30分から17時15分まで ※土日祝日は除きます。

#### ◆必要書類等

- 1 国民健康保険一部負担金免除申請書・・・申請場所窓口にあります。  
※ 窓口に来れない等の場合は、郵送しますのでご連絡してください。またホームページからもダウンロードできます。
- 2 被保険者証
- 3 印鑑
- 4 り災証明書（写し）・・・・・・・・・・ 上記（※1）免除の要件(1)に該当の方  
(2)から(5)の要件に該当の方は、必要な書類をお伝えしますので健康推進課までお尋ねください。

#### ◆既に医療機関等に対して支払ってしまった一部負担金の還付手続き

##### 【必要書類等】

- 1 国民健康保険一部負担金還付申請書・・・申請先窓口にあります。  
※ 窓口に来れない等の場合は、郵送しますのでご連絡してください。またホームページからもダウンロードできます。
- 2 国民健康保険被保険者証・・・資格確認のため
- 3 医療費の領収証・・・・・・・・・・ 医療機関において支払った一部負担金の確認のため  
※ 領収証を紛失している場合は、医療機関へ再発行を求めてください。
- 4 世帯主名義の通帳・・・・・・・・・・ 還付金は原則、世帯主名義の口座へ振込のため  
※ 但し配偶者や御家族名義の口座を希望する場合はそれらの通帳
- 5 印鑑・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 申請書に押印していただくため
- 6 り災証明書（写し）・・・・・・・・・・ 上記免除の要件(1)に該当の方

※ (2)から(5)の要件に該当の方は、必要な書類をお伝えしますので健康推進課までお尋ねください。

※ 医療費還付の対象とならないものは、次のとおりです。

- 平成28年4月13日以前受診分の全ての医療費
- 平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費
- 入院時の食事代（標準負担額）
- 入院時の部屋代（差額ベッド代）
- その他、保険診療外の費用（医療費の領収証で自費分などに表示されている額）

## 4 後期高齢者医療一部負担金免除

お問合せ：健康推進課

平成28年熊本地震の被災者に係る後期高齢者医療加入者の窓口負担（一部負担金）は、住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、平成29年9月末まで免除されます。

免除を受ける場合、医療機関等の窓口で「被保険者証」と「免除証明書」の提示が必要になります。

つきましては、次のとおり免除証明書の交付申請を受け付けますので、必要書類等をお持ちのうえ、手続きされますようご案内申し上げます。

### ◆免除の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する方

(1) 熊本県後期高齢者医療の被保険者

(2) (1)から(5)のいずれかに該当する方

(1)住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方

(2)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

(3)主たる生計維持者の行方が不明である方

(4)主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

(5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### ◆申請場所

健康推進課

### ◆受付時間

8時30分から17時15分まで ※土日祝日は除きます。

### ◆必要書類等

○熊本地震後期高齢者医療一部負担金等免除申請書（申請場所窓口にあります。）

※ 窓口に来れない等の場合は、郵送しますのでご連絡してください。またホームページからもダウンロードできます。

○後期高齢者医療被保険者証

○印鑑

○り災証明書（写し） 上記（※1）免除の要件(1)に該当の方

※ (2)から(5)の要件に該当の方は、必要な書類をお伝えしますので健康推進課までお尋ねください。

※ 熊本県内市町村に住所を移された方は、現在の住所地での申請をお願いします。

※ 他の都道府県に住所を移された方は、免除要件が異なってきますので現在の都道府県広域連合にお問い合わせください。

#### ◆すでに医療費を支払っている場合の還付手続き

##### 【必要書類等】

1 熊本地震後期高齢者医療一部負担金等還付申請書（申請先窓口にあります。）

※ 窓口に来れない等の場合は、郵送しますのでご連絡してください。またホームページからもダウンロードできます。

2 後期高齢者医療被保険者証

3 医療費の領収証

※ 領収証を紛失している場合は、医療機関へ再発行を求めてください。

4 被保険者本人名義の通帳

※ 但し配偶者や御家族名義の口座を希望する場合はそれらの通帳

5 印鑑

6 り災証明書（写し） 上記（※1）免除の要件(1)に該当の方

※ (2)から(5)の要件に該当の方は、必要な書類をお伝えしますので健康推進課までお尋ねください。

※ 医療費還付の対象とならないものは、次のとおりです。

●平成28年4月13日以前受診分の全ての医療費

●平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費

●入院時の食事代（標準負担額）

●入院時の部屋代（差額ベッド代）

●その他、保険診療外の費用（医療費の領収証で自費分などと表示されている額）

##### 【申請後、還付金の振込までの流れ】

一部負担金の還付金については、申請後、村が申請内容の確認を行った後、熊本県後期高齢者医療広域連合へ書類を送付いたします。その後、広域連合において「後期高齢者医療療養費支給決定通知書」を被保険者へ郵送されるとともに被保険者の指定口座へ還付金の振込がなされます。

なお、振込時期は、月末までに広域連合へ届いた申請書を翌月25日または翌々月の25日に支給されることとなります。

ただし、レセプトが確認できない場合や申請件数が多く処理できない場合は、支給時期が遅れることとなります。

また、すでに高額療養費が支給されている場合は、高額療養費の額を考慮して還付振

込がなされます。

## 3 震災に関する情報提供・相談

### 1 震災に関する情報提供

お問合せ：総務課

#### ◆メールサービスへの登録について

震災に関する様々な生活支援情報、今後の梅雨時期に備えた防災情報の取得のためにぜひご利用ください。登録料は無料です。

以下のアドレスを入力するか、QRコードを読み取り、空メールを送信して登録を行います。



QRコード

アドレス：[bousai.minamiaso-vil@raiden.ktaiwork.jp](mailto:bousai.minamiaso-vil@raiden.ktaiwork.jp)

#### ◆南阿蘇村ホームページによる情報提供

南阿蘇村ホームページで震災に関する様々な情報を随時更新して掲載しています。

アドレス：<http://www.vill.minamiaso.lg.jp/>

### 2 法テラス巡回相談

お問合せ：総務課

毎月第2週と第4週の水曜日、午後1時から午後5時まで、庁舎前の法テラス巡回相談車において実施されています。予約は不要で、相談時間は一人30分程度です。

（無料の相談には、収入・資産等に関する一定の条件があります。）

## 4 その他の支援

お問合せ：環境対策課  
環境保全係

## 1 災害廃棄物の仮置場

お問合せ：環境対策課

### ◆仮置場

- 長陽パークゴルフ場駐車場
- 立野ダムストックヤード

※ 地区の指定はありませんので、都合のよい場所に持ち込んでください。

### ◆搬入時間

午前の部 午前9時00分から午前11時30分

午後の部 午後1時00分から午後4時30分

※ 毎週木曜日及び日曜日は、受入を休止します。また、悪天候などにより安全性の確保ができないと判断した場合は、臨時で受入休止します。

### ◆入場規制

搬入時には必ず、『り災証明書』もしくは『被災証明書』の提示をお願いします。

### ◆お願い

災害廃棄物を持ち込まれる際は、必ず分別をお願いします。仮置場への搬入前に廃棄物を分別することで、処理の工程短縮やスムーズな搬出ができるようになります。

### ◆仮置場閉鎖予定日

平成29年7月31日（月）

※公費解体を申請済みの方や長期避難世帯の方で、ご事情があり片付けが終了日までに間に合わない方はご相談ください。

## 2 中小企業支援

お問合せ：企画観光課

### ◆熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

熊本県では、平成28年熊本地震により被災された中小企業等の施設復旧等を支援するため「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されています。

補助金の交付を受けるために必要となる「復興事業計画」の公募、補助金の交付申請についての詳細は、熊本県ホームページをご確認いただくか、企画観光課にお問い合わせください。

### 3 大津町仮設団地連絡バスの運行

お問合せ：企画観光課

大津町内の仮設団地と村を結ぶ連絡バスを運行しています。

- ・毎週火曜日、木曜日に2便運行しています。
- ・祝祭日は運休します。

#### ◆大津町仮設団地連絡バス運行時刻表

第1便		第2便	
停留所	出発時間	停留所	出発時間
旧白水庁舎	8時30分	旧白水庁舎	13時30分
旧長陽庁舎	8時45分	旧長陽庁舎	13時45分
新庁舎	8時50分	新庁舎	13時50分
旧久木野庁舎	8時55分	旧久木野庁舎	13時55分
岩坂仮設団地	9時25分	岩坂仮設団地	14時25分
肥後大津駅南口	9時30分	肥後大津駅南口	14時30分
室南出口仮設団地	9時40分	室南出口仮設団地	14時55分
肥後大津駅南口	9時50分	肥後大津駅南口	15時05分
岩坂仮設団地	10時05分	岩坂仮設団地	15時20分
旧久木野庁舎	10時35分	旧久木野庁舎	15時50分
新庁舎	10時40分	新庁舎	15時55分
旧長陽庁舎	10時45分	旧長陽庁舎	16時00分
旧白水庁舎	11時00分	旧白水庁舎	16時15分

## 問い合わせ・相談窓口一覧

担当課	電話番号	支援業務
総務課	0967-67-1111	り災証明書・被災証明書の発行
		震災に関する情報提供
復興推進課	0967-67-1113	公共事業による被災宅地の復旧
		南阿蘇村被災宅地復旧支援事業
企画観光課	0967-67-1112	中小企業支援
		連絡バスの運行
建設課	0967-67-1050	仮設住宅（応急仮設住宅制度）
	0967-67-3178	住宅の応急修理
環境対策課	0967-65-8121	被災建物の解体・撤去支援制度
	0967-67-3176	災害廃棄物の仮置場
		水道
税務課	0967-67-2703	住家の被害調査
		村税に関すること
		各種税に関すること
		納税の相談
住民福祉課	0967-67-2702	災害弔慰金
		災害障害見舞金
		南阿蘇村災害見舞金
		被災者生活再建支援金
会計課	0967-67-2701	災害義援金配分
健康推進課	0967-67-2704	国保・後期高齢者医療保険料の減免
		介護保険料に関すること
南阿蘇村社会福祉協議会	0967-67-0294	南阿蘇村生活復興支援ボランティアセンター
熊本県建築住宅センター	096-385-0771	被災住宅再建資金助成事業